

各市町村教育委員会教育長
(各採択地区協議会会長)
各国立義務教育諸学校長 様
各私立義務教育諸学校長

北海道教育委員会教育長

平成28年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書並びに平成28年度使用教科用
図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について(通知)

平成28年度に使用する教科用図書の採択については、関係法令等によるほか、次により、学習
指導要領の趣旨を踏まえ、適正かつ公正に行うようお願いします。

記

- 1 平成28年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、政令で定める期
間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされているので、各採択権者にお
いては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条に規定する場合
を除き、平成26年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。
- 2 平成28年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
(1) 別添「平成28年度から使用する中学校用教科用図書の採択基準」により採択を行うこと。
(2) 採択基準1(5)オの「北海道教育委員会が作成する採択参考資料」は、別途6月下旬に通知
する予定であること。
- 3 平成28年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択につい
て
(1) 別添「平成28年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採
択基準」により採択を行うこと
(2) 採択基準4の「平成28年度から使用する中学校用教科用図書採択参考資料」及び「平成28
年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書(一般図
書)採択参考資料」は、別途6月下旬に通知する予定であること。
- 4 留意事項
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等の改正の趣旨を踏まえ、各市町村教
育委員会においては、採択結果や理由、教育委員会の会議の議事録及び調査研究資料のほか、
各採択地区の情報(委員氏名・調査委員氏名・調査研究資料・協議会の議事録・選定結果・選
定理由等)をホームページに掲載したり、自由に閲覧可能な状態にしたりするなど、積極的に
公表すること。また各採択地区協議会においては、協議会における議事録の作成及び公表に努
めること。

北海道教育庁学校教育局
義務教育課支援グループ 福井
電話 011-231-4111
(内線 35-762)
FAX 011-232-1072
e-mail fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp

平成 28 年度から使用する中学校用教科用図書の採択基準

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号。以下「法」という。)第 13 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、平成 28 年度から使用する中学校用教科用図書を採択するに当たっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、採択権者ごとに、次の基準により行うものとする。

1 市町村教育委員会が共同で採択する場合

(1) 同一採択地区内の市町村教育委員会は、規約を定め、「教科用図書採択地区教育委員会協議会」(以下「協議会」という。)を設置すること。

(2) 協議会の規約には、次の事項を定めること。

ア 目的

イ 構成

ウ 運営

エ 調査委員会の設置

オ その他必要な事項

(3) 協議会の規約を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。

ア 目的

(ア) 協議会は、法第 13 条第 4 項の規定による採択を行うための協議機関であること。

(イ) 協議会は、当該採択地区内の公立の中学校において使用する教科用図書を、学習指導要領の目標や内容を踏まえ、それぞれの地域の実態などに応じて、種目ごとに 1 種を選定するものであること。

この選定に基づき、協議会を構成する市町村教育委員会は、これを採択するものであること。

イ 構成

協議会は、それぞれの市町村教育委員会の代表者 1 名をもって構成すること。

ウ 運営

(ア) 協議会には、円滑な運営に資するとともに、責任を明確にするため、会長、副会長その他必要な役員を置くこと。

(イ) 協議会は地区内の構成市町村で同一の教科用図書を採択するための協議を行う場であることを踏まえ、協議会の開催方法や議決要件など、必要な手続を明確にしておくこと。

(ウ) 協議が調わない場合の再協議の方法など予め定めること。

(エ) 協議会に関する費用の負担方法、事務局等について定めること。

エ 調査委員会の設置

(ア) 協議会は、規約等の定めをもって調査委員会を設置すること。

(イ) 協議会は、調査委員会に教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて調査委員会の意見を聴くことができるものであること。

(ウ) 調査委員の委嘱又は任命に関することは、協議会で定めること。

なお、委嘱又は任命に当たっては、別記の欠格条項に該当しないものであることはもとより、発行者と縁故のある研究団体に所属している者を除くなど、採択の公正確保に疑義が生じることのないよう、慎重な配慮のもとに行うこと。

オ 協議会は、その他必要な事項を定めること。

(4) 調査委員会規則等を定めるに当たっては、次の事項を含めるよう留意すること。

- ア 役割
- イ 委員の定数
- ウ 委員の構成
- エ 運営
- オ 調査研究の方法
- カ その他必要な事項

(5) 調査委員会の設置及び運営等に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 役割

調査委員会の主たる役割は、教科用図書に関する専門的な調査研究であること。

イ 委員の定数

委員の定数は、教科用図書の種目ごとの専門的な調査研究の必要性や保護者の参画促進などの観点から、40名から80名程度とし、それぞれの地域の実情に応じて定めること。

ウ 委員の構成

(ア) 調査委員会は、義務教育諸学校の校長、教頭、主幹教諭及び教諭、市町村教育委員会の指導主事その他学校教育に関し専門的知識を有する職員並びに採択地区内の学識経験者及び保護者（以下「学識経験者等」という。）をもって構成すること。

(イ) 調査委員会の委員には、広く地域の学識経験者等をできるだけ多く選任し、調査研究により広い視点からの意見を反映させるよう配慮すること。

エ 運営

(ア) 調査委員会は、協議会の会長が召集すること。

(イ) 調査委員会は、教科用図書の種目ごとの委員からなる小委員会を構成し、当該小委員会が調査研究に当たること。

(ウ) 各小委員会には、学識経験者等を含めるものとする。

(エ) 国語と書写、社会（地理的分野）及び社会（歴史的分野）並びに社会（公民的分野）と地図、音楽（一般）と音楽（器楽合奏）及び技術・家庭（技術分野）と技術・家庭（家庭分野）については、関連性が高いことから、一つの委員会として構成して差し支えないこと。

(オ) 学校教育法附則第9条の規定による一般図書を教科用図書として採択する必要がある場合は、単独の小委員会を置くこと。

オ 調査研究の方法

調査研究に当たっては、発行者から送付される全ての教科書見本について、学習指導要領の目標や内容、それぞれの地域の実態などを踏まえ、発行者が作成する「教科書編集趣意書」及び北海道教育委員会が作成する採択参考資料を参考として行うこと。

(6) 協議会が調査委員会に調査研究の結果を報告させる場合には、調査研究の経過及び内容、具体的資料（小委員会で作成したものを含む。）及び少数意見等を文書にして行わせること。

(7) 協議会は、調査委員会に必要な意見を求める場合において、教科用図書の優劣の順位を求めてはならないこと。

(8) 協議会は、調査委員会における専門的な調査研究の一層の充実を図り、その調査研究の結果をもとに全ての教科用図書について審議を尽くし選定すること。

(9) 協議会においては、協議経過及び選定の理由等を明確にしておくため、議事録等を作

成し、整備しておくこと。

(10)教科書や教科書採択に対する国民の関心が高く、また、開かれた採択が一層要請されていることから、次の事項に留意すること。

ア 協議会の選定結果及び選定理由は、積極的な公表に努めること。

イ 調査委員会から協議会に報告された資料並びに協議会の議事録等について、選定事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲内で、公表に努めること。

ウ 協議会及び調査委員会の委員名については、選定関係者の責任を明確にする意味からも、公表に努めること。

なお、この場合においては、採択の公正確保の観点から、協議会を構成する市町村教育委員会の採択終了後とすることが適当であること。

エ 選定理由等並びに協議会及び調査委員会の委員名の公表の方法については、協議会において決定すること。

オ 協議会を構成する市町村教育委員会は、教科用図書を選定したときは、採択結果、採択理由、教育委員会の議事録、協議会の議事録、調査研究資料の公表に努めること。

2 市の教育委員会が単独で採択する場合

(1) 単独で採択地区を構成する市の教育委員会の採択事務には、1の(3)のエ及び(4)から(10)までを準用すること。

(2) 市の教育委員会は、種目ごとに1種の教科用図書を選定すること。

3 複数の採択地区が合同で調査研究を行う場合

(1) 複数の採択地区が合同で調査研究を行う場合は、その設置及び運営に当たっては1の(5)を参考に行うこと。

(2) 調査委員会からの調査結果の報告は、それぞれの採択地区に行うこと。

4 国立学校及び私立学校の校長が採択する場合

(1) 校長は、自校の職員で構成する調査委員会を設置の上、必要な意見を聴くこと。

(2) 調査委員会は、3名以上の委員をもって構成することが望ましいこと。

(3) 国立学校及び私立学校の校長の採択事務には、1の(3)のエの(ウ)のなお書、(5)のオ、(6)、(7)及び(8)を準用すること。

(4) 校長は、種目ごとに1種の教科用図書を選定すること

別記

昭和39年2月14日付け文初教第96号、文部省初等中等教育局長通知をもって欠格条項として例示されたものは、次のとおりであること。

- 1 発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- 2 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- 3 教科用図書及び教師用指導書の著作者(事実上、著作に参加し、又は協力した者を含む。)
- 4 3の著作者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者
- 5 教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員

平成 28 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択基準

学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択については、学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、次の基準により行うものとする。

- 1 小学校及び中学校の特別支援学級で、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合は、次の教科用図書を採択すること。
 - (1) 文部科学省検定済教科書の下学年用
 - (2) 文部科学省著作教科書
 - (3) 一般図書
- 2 小学部及び中学部を置く特別支援学校（道立を除く。）で、児童・生徒の障害の種類及び程度により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、次の教科用図書を採択すること。
 - (1) 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書の下学年用
 - (2) 他の障害用の文部科学省著作教科書及びその下学年用
 - (3) 一般図書
- 3 学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択については、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。
- 4 採択に当たっては、「平成 27 年度から使用する小学校用教科用図書採択参考資料」及び「平成 28 年度から使用する中学校用教科用図書採択参考資料」並びに「平成 28 年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」を活用するなどして調査研究を行うこと。
- 5 一般図書の採択に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に代わるものとして採択をするものであるから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択すること。
 - (2) 次の事項に留意し、十分な調査研究を行うこと。
 - ア 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
 - イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
 - ウ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
 - エ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
 - オ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
 - カ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。

(3) 「平成 28 年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」に登載された教科用図書の中から採択することが望ましいこと。

6 教科書や教科書採択に対する国民の関心が高く、また、開かれた採択が要請されていることから、採択の理由等について、公表に努めること。